

生活環境保全条例に基づく土壌汚染対策のあり方検討について

資料 2 に示す第 2 回部会におけるご指摘を踏まえ、下記の (1) から (5) の事項について、府域の状況等に関する記述を追加して整理を行った。

また、新たな項目として (6) 「府域における埋立地の状況について」を追加し、整理を行った。

- (1) 自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壌の措置のあり方
- (2) 土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握等について
- (3) ダイオキシン類による区域指定について
- (4) 汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針について
- (5) 府域における自然由来による基準不適合土壌の状況について
- (6) 府域における埋立地の状況について

前回部会でのご指摘等を基に追加・修正した箇所を下線を付している。

(1) 自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壌の措置のあり方

1) 自主調査等の指針の内容

- ・ 法では、法や条例に定める土地の汚染状況の把握の契機以外に、土地取引や、将来的な土地の形質変更に備えて土地の所有者等が自主的に調査を行い、その結果をもとに区域指定を求める申請ができるという仕組みがある。
- ・ これにより、自主的な調査により明らかとなった土壌汚染についても、情報が開示され、適切に対策を進めることができる。
- ・ 大阪府では条例に基づき、適切かつ客観性のある自主的な調査や、自主的な汚染の除去や汚染の拡散防止などの措置が実施されるよう、調査や措置の方法及びその各段階において、知事が指導又は助言できる規定などをまとめた指針を定めている。指針の概要は図 1 のとおりである。

- ・ 「将来的に一定規模以上の土地の形質変更の予定があるため」に続いて多かったのが、「土地の取引があるため」の15件で全体の30%であった。
- ・ その他、「過去に有害物質の使用や漏えいのある土地であったため」が2件、「工事に伴い発生する土壌を搬出するにあたって受入先の基準に適合することを確認するため」が1件、理由が不明なものが4件であった。

表1 自主調査を実施した理由（平成27年度）

理由	件数
将来的に一定規模以上の土地の形質変更の予定があるため	25 (50%)
土壌調査の猶予を受けている事業場における工事について、行政から自主調査の指導を受けたため	3 (6%)
土地の取引があるため	15 (30%)
その他	7 (14%)
合計	50 (100%)

- ・ また、基準不適合の土壌が判明した27件のうち、区域指定の申請があつて指定されたもの9件については、申請した理由が「将来的に一定規模以上の土地の形質変更の予定があるため」が7件で最も多かった。
- ・ 自主調査を実施した土地の面積は、表2に示すとおり、3,000m²以上が31件と全体の62%である。
- ・ 3,000m²未満のもの19件については、基準適合が14件、基準不適合が5件、3,000m²以上のもの31件については、基準適合が9件、基準不適合が22件と、3,000m²以上の土地のほうが、基準不適合の土壌が判明する件数の割合が高い。
- ・ 区域指定の申請があつて指定されたもの9件については、面積はすべて3,000m²以上である。

表2 自主調査を実施した土地の面積（平成27年度）

	基準適合のもの	基準不適合のもの					計
			区域指定申請をしたもの	区域指定申請をしなかったもの	自主措置の結果報告があったもの	自主措置の結果報告がなかったもの	
3,000 m ² 未満	14	5	0	5	3	2	19
3,000 m ² 以上	9	22	9	13	6	7	31
計	23	27	9	18	9	9	50

4) 自主調査により判明した基準不適合の土壌の対応状況

- ・ 平成27年度において、自主調査等の指針に基づき実施された自主調査で基準不適合の土壌が判明し、区域指定の申請をしなかった18件のうち、自主措置の結果の報告がなかったもの9件について、法及び条例を所管する自治体にヒアリングを行ったところ、事業者から聞いている内容として、区域指定の申請を今後予定しているものが2件、措置について検討中が5件、現時点で措置等の予定はないものは2件であった。
- ・ 自主調査の結果、基準不適合であることが報告されたものの中には、区域指定の申請や自主措置の報告がないために、当該土地における形質変更や措置の状況が明らかでないものがある。
- ・ また、大阪府では、基準不適合の土壌が存在する土地の区画を含む3,000 m²未満の土地の形質変更を行う際に、工事の方法や基準不適合の土壌の搬出先について相談を受ける場合がある。
- ・ 指針においては、基準不適合の土壌が判明した土地の形質変更を行う場合の工事の施行方法に関する規定はないことから、法や条例に基づく施行方法に関する基準に準じて汚染の拡散防止を図って施行するよう指導している。

5) 自主調査等の指針に基づく自主調査等を実施することのメリット

- ・ 自主調査等について、指針に基づき知事等から指導・助言を受ける事業者のメリットとして、次の点が考えられる。

✓将来的に法及び条例の調査の義務が発生する可能性のある土地について、前もって、指針に基づく自主調査等の審査を受け、適切に実施したことを行政により確認されることにより、法及び条例に基づく届出の際に有効に活用でき、手続きの円滑化・短縮化につながる。

✓指針に基づく自主調査等の審査を受け、適切に実施したことを行政により確認されることにより、調査または措置の結果が、土壌汚染の状況を示す客観的資料として、地域住民や土地取引の関係者等への説明等に用いることができる。

- ・ また、自主調査により基準不適合の土壌が判明した後、法に基づく区域指定の申請を行うメリットとして、次の点が考えられる。

✓土壌汚染に関する情報を隠さずに公開していることを示すことができ、地域住民等からの信頼性向上が期待できる。

✓汚染に関する情報が明確になることから、土地の取引時におけるトラブルの低減が期待できる。

- ・ 大阪府では、自主調査及び自主措置が適切に実施されるよう、不動産業や化学工業の業界団体を通じて、事業者における指針の活用の促進に努めている。

(2) 土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握等について

1) 土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握の現状

- ・ 改正法では、有害物質使用施設の廃止時における施設の設置者の調査への協力に関する規定や、調査の猶予中や操業中の工場における一定規模以上の土地の形質変更時の届出等に関する規定が設けられ、現在、届出対象とする形質変更の規模等についての省令の検討が進められている。
- ・ 有害物質使用施設を設置している工場においては、施設の廃止時に土地の所有者等に対して土壤汚染状況調査を行う義務が課せられることから、施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合は、施設が廃止される前の早い段階から、有害物質の使用や調査の義務について、土地の所有者等の理解が得られるようにすることが重要である。
- ・ このため、府では、水質汚濁防止法等に基づく立入検査時に、施設の設置者に対して、有害物質の使用状況や廃止時の調査の義務について、あらかじめ土地の所有者等に対して伝えるよう指導している。
- ・ しかしながら、施設の設置者と土地の所有者等が異なる土地においては、有害物質使用施設の廃止後に、有害物質使用施設の廃止があったことや調査の義務が生じることを知事が土地の所有者等に通知して初めて、土地の所有者等がそれらの事実を知る事例がある。
- ・ このような場合、有害物質の使用に関する情報の不足や調査費用の負担等の面から、土地の所有者等が納得しないため調査が進まず、調査の報告等の手続きが長引くなどの支障が生じることがある。
- ・ 法では、施設の設置者に対して、有害物質の使用や調査の義務等について、土地の所有者等に事前に情報提供するよう義務づける規定は設けていない。
- ・ 条例では、土地の所有者等の責務として、所有する土地の有害物質による汚染の状況の把握や、造成等により土砂を搬入する場合はその土砂の汚染の状況の把握等に努めるものとする規定を設けている。
- ・ しかし、土地の所有者等が、あらかじめ施設の設置者から有害物質の使用に関する情報を収集する、あるいは、施設の設置者が土地の所有者等に対して情報提供するよう義務づける規定は設けていない。

2) 他の条例における事業者と土地の所有者の責務規定

- ・ 土地の所有者と使用者が異なる場合に、使用者である事業者に対し土地の所有者への説明義務を定めている大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例、大阪府循環型社会形成推進条例について表3に示す。

表3 土砂条例と循環条例における土地の所有者と事業者の責務規定等

	土地の所有者の責務	土地の所有者に責務を課している理由	事業者の土地の所有者への説明義務	事業者の説明義務を課している理由
土砂条例	不適正な土砂埋立て等がないよう土地の適正な管理に努める。 埋立等の施工状況を月1回確認。 計画と異なる埋立が行われていた場合は、埋立の中止などを求め、知事に報告。 確認や報告を怠った場合、必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合がある。	土地の所有者が行為内容を理解して同意をし、土地の管理を埋立て等の行為者任せにすることなく、適正な施工、許可の内容について相応の役割を担ってもらうことが効果的であるため。	建設工事などにより発生した土砂埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域内の土地の所有者に対し、許可申請事項を説明し、同意を得なければならない。	不適正な土砂埋立て等が、土地の所有者に対して埋立ての計画等の説明が十分なされないまま行われることがあるため。 また、土地の所有者が責務を履行するには、土地の所有者に埋立ての内容を十分理解してもらう必要があるため。
循環条例	当該土地で産業廃棄物の不適正処理によって生活環境の保全上支障を生じさせないように努める。 不適正処理が認められる場合は、知事への通報その他生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止に適切な措置を講ずるよう努める。 支障を生じる又はおそれのある場合、支障の除去等の措置の指導や勧告、命令を受ける場合がある。	土地の所有者等が、安易に賃料を得ようと駐車場や資材置場などとして賃貸し、その後産業廃棄物が保管されるなどの事例が多発しており、すべての土地の所有者等に、当該土地を適正に管理する責務を設ける必要があるため。	産業廃棄物の保管のために土地の所有者等の所有地を使用し、又は管理しようとする者は、あらかじめ、当該土地の所有者に対し、その旨を説明しなければならない。	土地の所有者等が責務を履行するには、土地の所有者等に対して、産業廃棄物の処理施設、保管施設等として使用又は管理していることを十分理解してもらう必要があるため。

3) 措置に要した費用の請求に関する規定など

- ・ 法では、要措置区域における汚染の除去等の措置を講じた場合において、土地の所有者は、汚染が土地の所有者以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、措置に要した費用の請求ができるとしている。
- ・ また、土壌汚染が確認された土地についての裁判では、汚染原因者と認められる有害物質使用施設の設置者に対し、原状回復の義務を負っており、土壌汚染を除去しないまま返還したことは債務不履行にあたるとして、土地所有者の損害賠償請求を認めている。

(3) ダイオキシン類による区域指定について

1) 区域指定までの手続きの流れ

- ・ 条例においては、法対象の 26 物質に加えてダイオキシン類を対象物質として定め、これら有害物質による土壌汚染の状況について、一定の契機を捉えて土地の所有者等に調査の実施を義務づけている。調査の結果、土壌汚染が判明した土地は、人の健康へのリスクのあるなしに応じて区域指定がなされる。区域指定までの手続きの流れを図 2 に示す。
- ・ 条例に基づく土地の汚染状況の把握から区域指定までの手続きは、法対象の 26 物質とダイオキシン類も同じである。
- ・ 自主調査を実施し、その結果、基準不適合の土壌が判明した場合には、図 3 に示すように、法対象の 26 物質については、法に基づき区域指定の申請を行う、あるいは自主調査等の指針に基づき自主措置を講じることができる。
- ・ ダイオキシン類については、自主調査の結果、基準不適合の土壌が判明した場合、同様に、指針に基づき自主措置を講じることができる。しかし、条例においては、区域指定の申請を行うことができるものとする規定を設けていないことから、法対象の 26 物質とは扱いが異なっている。

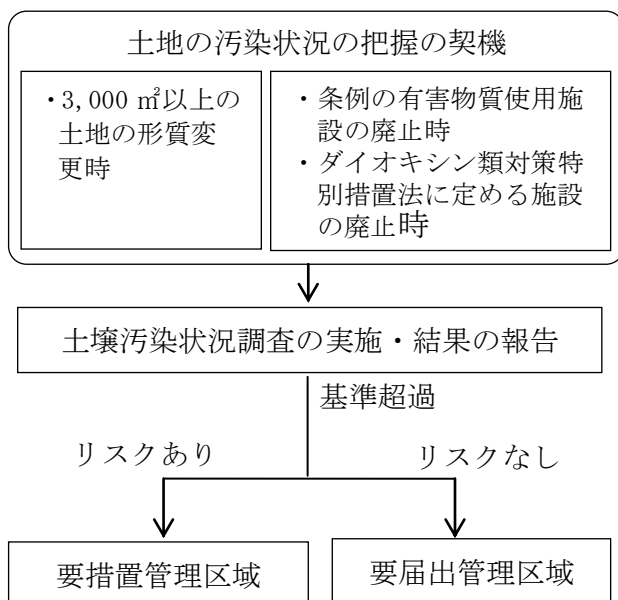


図 2 条例に基づく区域指定までの手続きの流れ

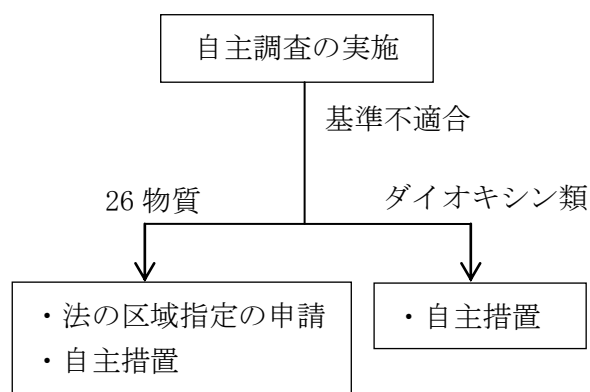


図 3 自主調査により基準不適合が判明後の自主措置等の手続きの流れ

2) ダイオキシン類による区域指定の状況

- ・ 条例が制定された平成15年以降、3,000㎡以上の土地の形質変更時の届出は3,633件あり、土地の利用履歴からダイオキシン類の調査を実施した217件のうち、ダイオキシン類の汚染が判明して区域指定した件数は5件である。このうち、4件についてはダイオキシン類以外の有害物質の基準超過により、法の区域指定が併せてなされている。
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の廃止を契機とした条例に基づく調査については、汚染が判明した事例はない。
- ・ 区域指定した5件のうち、2件については掘削除去の措置が実施されて区域指定が解除されており、現在、指定されているものは3件である。

3) 自主調査における基準不適合の事例

- ・ 平成27年度において、自主調査等の指針に基づき実施された自主調査50件のうち、基準不適合の土壤が判明したものは27件であり、このうち、ダイオキシン類による基準不適合が判明したものは2件であった。
- ・ 基準不適合の2件は、いずれも将来的な土地の売却に向けて自主調査を実施したものであり、ダイオキシン類以外の有害物質についても基準不適合の土壤が判明している。このうち、1件については自主措置を実施しており、他の1件については、現在も既存建物が残ったまま第三者が立ち入れない状態で管理されている。
- ・ 法及び条例を所管する自治体にヒアリングを行ったところ、最近の事例として、市有地において、一定規模以上の土地の形質変更の予定があったため、自主調査を行ったところ、ダイオキシン類及び他の有害物質の基準不適合の土壤が判明したことから、市がダイオキシン類以外の有害物質について、区域指定の申請を行った事例があった。当該市は、ダイオキシン類についても、情報開示の上で適切な対策を実施するため、区域指定の申請の仕組みがあれば他の物質と同様に申請していたとの意見があった。

(4) 汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針について

1) 大阪府が定めている指導指針の概要

- ・平成21年4月の法改正により、汚染土壌の適正な処理の観点から、汚染土壌処理業の許可制度が創設され、平成21年10月に他の改正事項に先行して施行された。
- ・法では、汚染土壌処理業の許可基準として、有害物質の飛散・地下浸透・悪臭発散を防止する施設の構造とすること、申請者が汚染土壌の処理に関する技術的な能力を有すること、経理的基礎を有することなどが定められている。
- ・大阪府は、汚染土壌処理業の許可においては関係住民の理解を得ることが重要であることから、許可申請に先立ち、施設の設置に伴う生活環境への影響を調査させるとともに、環境配慮に関する計画を作成させて、それらを関係住民に説明し意見を聴くこととする指針を定めている。
- ・大阪府が定めている指導指針に基づく手続きのフローを図4に示す。

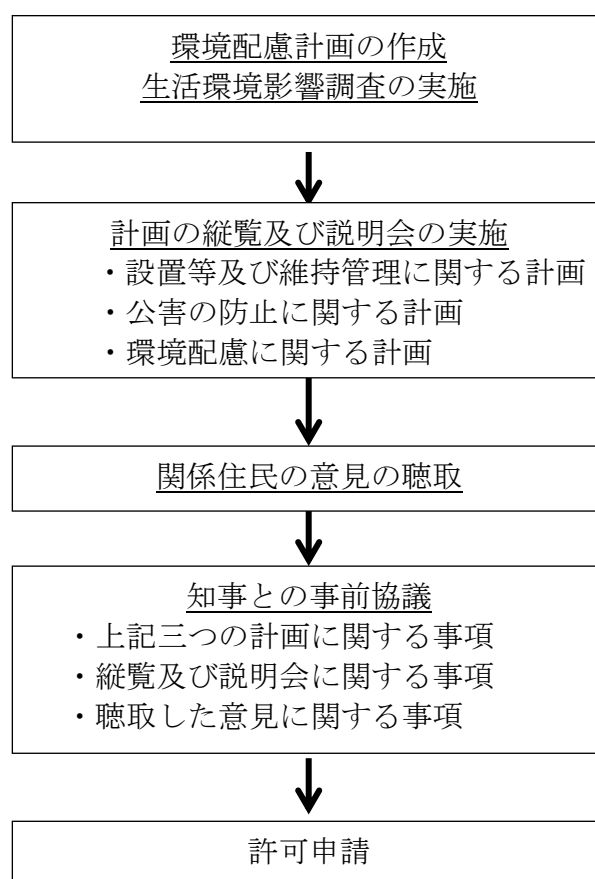


図4 大阪府の指導指針に基づく手続きのフロー

2) 汚染土壌処理施設の設置状況

- ・府域における汚染土壌処理施設の施設数は、表4に示すとおり平成22年度に3件の当初許可を行って以降、平成29年9月1日現在で10件となっている。

表4 大阪府域における汚染土壌処理業に係る許可件数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
許可件数	3	2	0	1	1	3	0	0	10

- ・処理施設の所在地は、図5に示すとおり、大阪市、堺市、岸和田市、和泉市、高石市、枚方市の6市である。

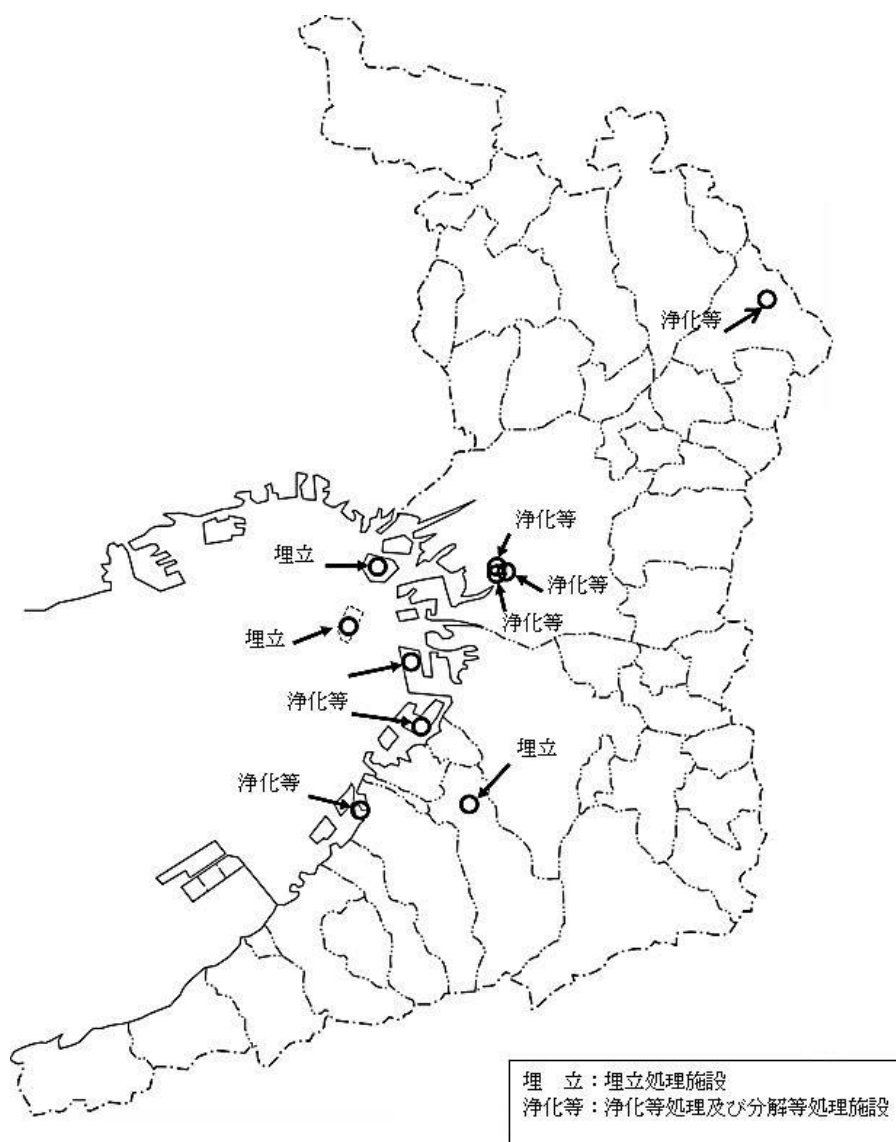


図5 処理施設の所在地

3) 汚染土壌処理業の許可の申請に係る指導について

- 平成 21 年 4 月の法改正において、汚染土壌処理業の許可制度が他の改正事項に先行して施行された際、この指針は、自主調査の指針とは異なり、条例には規定せず大阪府が府の所管区域に限って指導を行う指針として定めたものである。
- このため、府域で法を所管している 29 自治体では、汚染土壌処理業の許可に係る事前指導をそれぞれ独自に行っており、府内統一的に指導を行っているものではない。市町村における指導指針の策定状況は、表 5 に示すとおり政令市と府が権限を移譲している市町村の計 28 市町村のうち、25 市町村で指導指針を策定している。

表 5 指導指針を策定している市町村数

	政令市	権限移譲市町村	計
策定している	8	17	25
策定していない	3	—	3
合計	11	17	28

- 府と政令市の指導指針の主な相違点を表 6 に示す。権限移譲市町村における指導指針については、全て大阪府と同一の内容である。

表 6 大阪府と政令市の指導指針の主な相違点

	大阪府	政令市
事前協議書の提出時期	計画の縦覧及び説明会の実施後	計画の縦覧及び説明会の実施前（4 市）
関係住民の意見の取扱い	事業者の見解を知事に報告する。	事業者の見解を市長に報告するとともに住民に示す（1 市）。
関係住民の意見の聴取期間	縦覧期間及びその終了後 2 週間	縦覧期間中（2 市）
事前協議結果の通知及び事業者の対応	知事が事業者对生活環境の保全に係る意見を通知する。 事業者は協議の結果を尊重し、必要な措置を講じた上で許可申請を行う。	市長が事業者对生活環境の保全に係る意見を通知する。 事業者は、市長の意見を勘案し、事業計画を修正して提出する。意見が勘案されていないと認めるときは、事業計画の変更を勧告できる（1 市）。

- ・ これまでに設置された汚染土壌処理施設においては、周辺地域の生活環境の保全上の支障は生じていない。事業者と関係住民との間で生活環境の保全の観点からのコミュニケーションがとられたことなど、指導指針に基づく行政指導に一定の効果があつたと考えられる。

(5) 府域における自然由来による基準不適合土壌の状況について

- ・ 改正法では、自然由来による汚染土壌に関するリスクに応じた規制の合理化の観点から、同一地質である自然由来特例区域間の土壌の移動を可能とする等の規定が設けられ、現在、省令の検討が進められている。
- ・ 府域の自然由来特例区域の指定件数は全国の約2割を占めている。
- ・ 今回、府域における地質特性や自然由来特例区域の指定状況について、次のとおり整理した。

1) 府域の地質特性

①大阪平野の表層地質の特徴

- ・ 大阪平野の表層地質について、図6に示す。大阪平野を中心とする地域は、第三紀末より引き続く造盆地運動により厚い第四紀層が推積した沈降盆地である。
- ・ 大阪平野の中央部には、淀川等が形成した沖積平野があり、海成粘土層を含む沖積層が広く分布している。
- ・ また、北部の北摂山地や南部の和泉山地において基盤岩類が分布し、千里丘陵や泉北丘陵付近において、砂礫や粘土の地層群である大阪層群の分布が見られる。

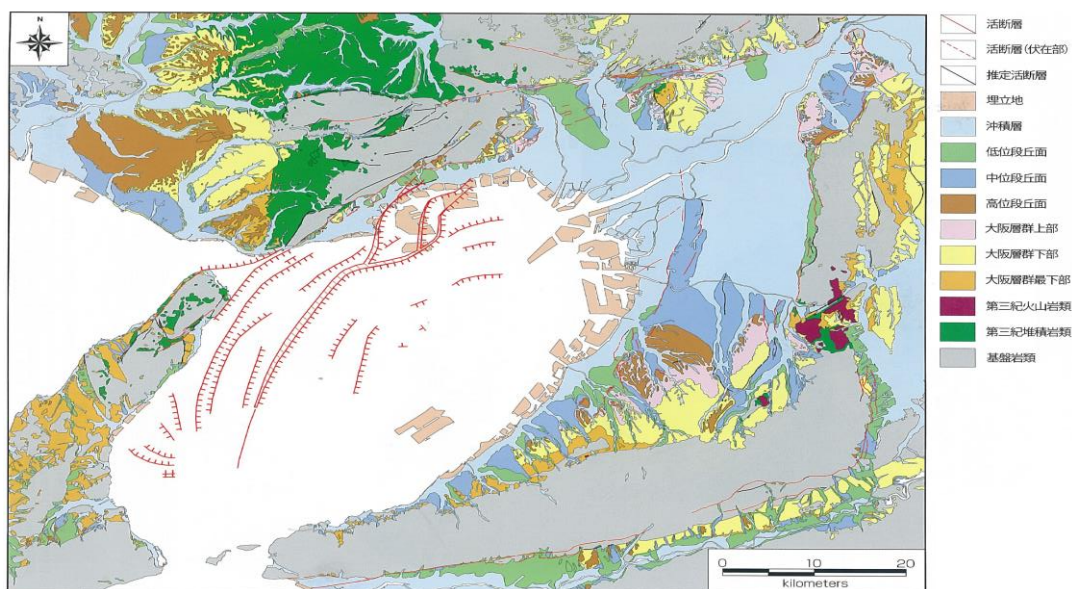


図6 表層地質図

(「新関西地盤 大阪平野から大阪湾 2007」(KG-NET・関西圏地盤研究会))

②府域における自然由来の重金属等の分布の傾向

- ・ 「新関西地盤 大阪平野から大阪湾 2007」 (KG-NET・関西圏地盤研究会) 等によると、自然地盤に含まれる重金属等のうち、砒素、鉛、ふっ素及びほう素の地層中での分布状況や地下水の検出傾向として、
- ✓ 図7に示すとおり、大阪市内の沖積層では、砒素、鉛、ふっ素、ほう素の溶出量が高い傾向があり、特に、ふっ素、ほう素については、沖積中部粘土層 (Ma13層) において高い傾向がある
- ✓ 北部の北摂山地では、地層に砒素が黄鉄鉱等の硫化物鉱物中の不純物として存在しており、これを母岩とする湧水において砒素濃度が高い
- ✓ 千里丘陵の地質には、大阪層群や丹波層群の堆積岩が存在し、一部の地層に砒素が含有されている
- ✓ 南部の和泉山地では、花崗岩質等の基盤岩類の分布が見られ、花崗岩質にはふっ素、ほう素を含有されていることから、地下水においてふっ素、ほう素が検出されやすい傾向がある

としている。

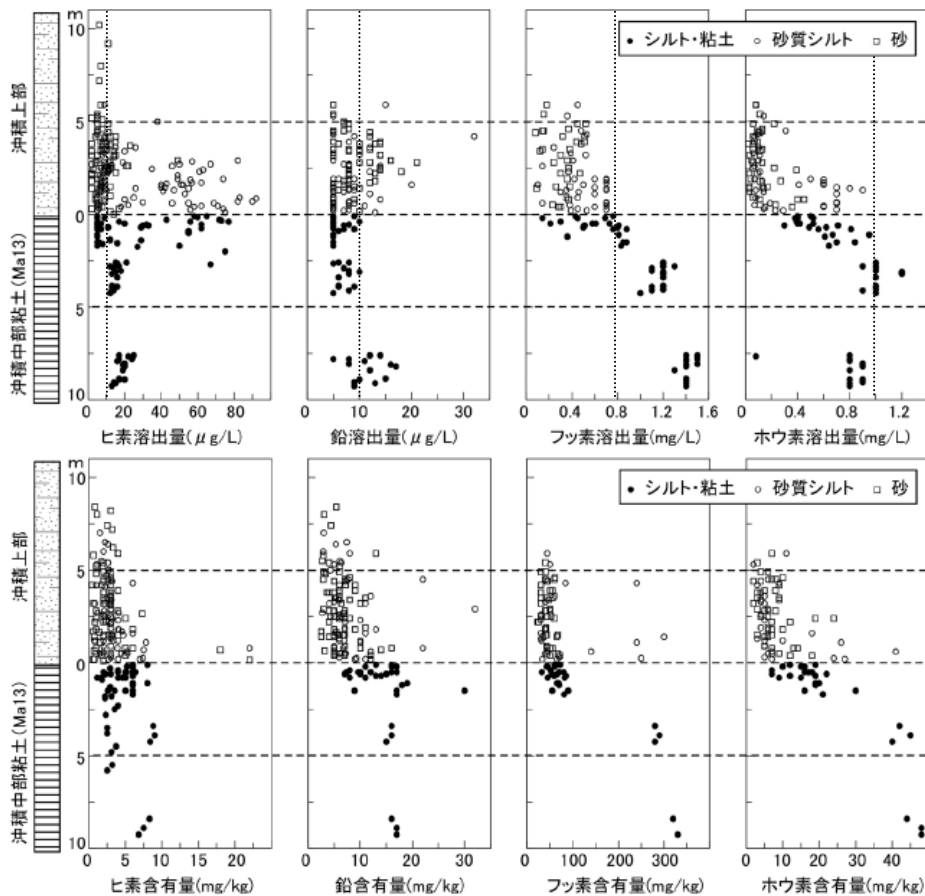


図7 大阪市内の沖積層の砒素、鉛、ふっ素、ほう素の溶出量・含有量の深度方向の分布状況 (「新関西地盤 大阪平野から大阪湾 2007」 (KG-NET・関西圏地盤研究会))

- ・また、国立研究開発法人産業技術総合研究所では、河川の堆積物中の有害物質の濃度を調査し、地質の分布状況をまとめ公表している。

図8に、砒素及び鉛の分布状況を示す。

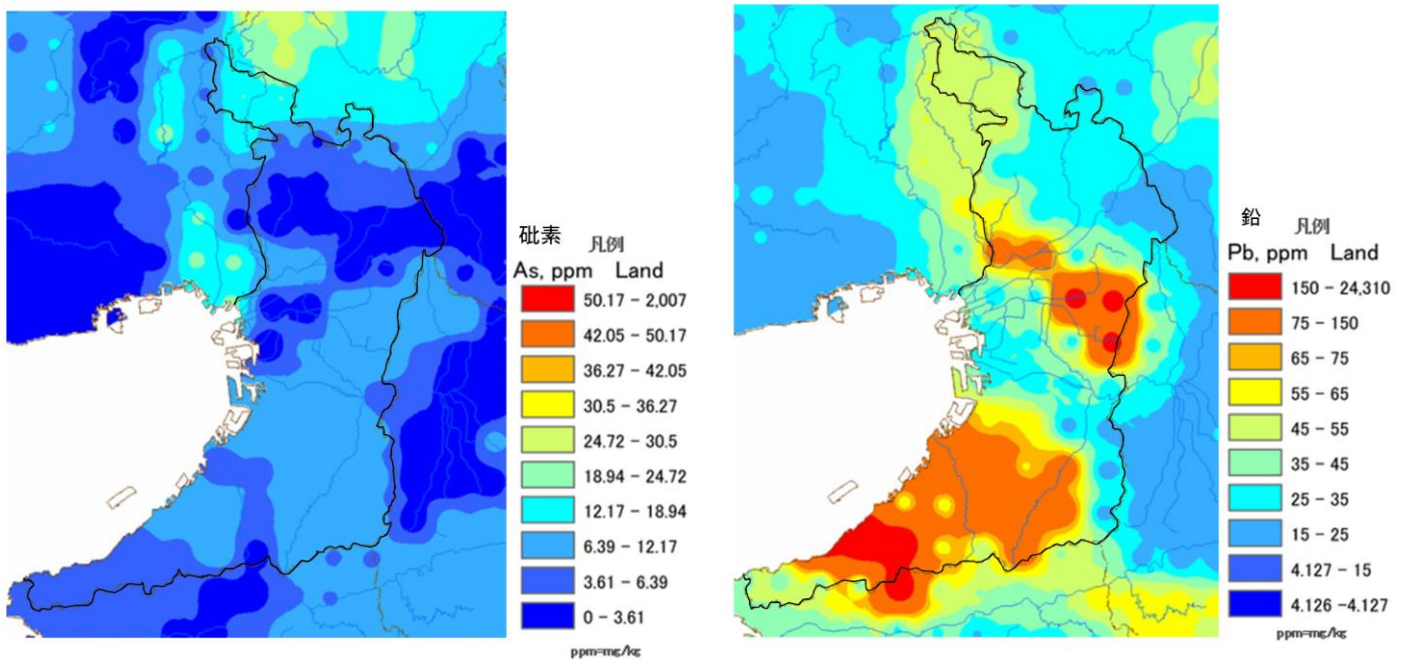


図8 砒素及び鉛の分布状況（「地球化学図」（産業技術総合研究所地質調査総合センター））

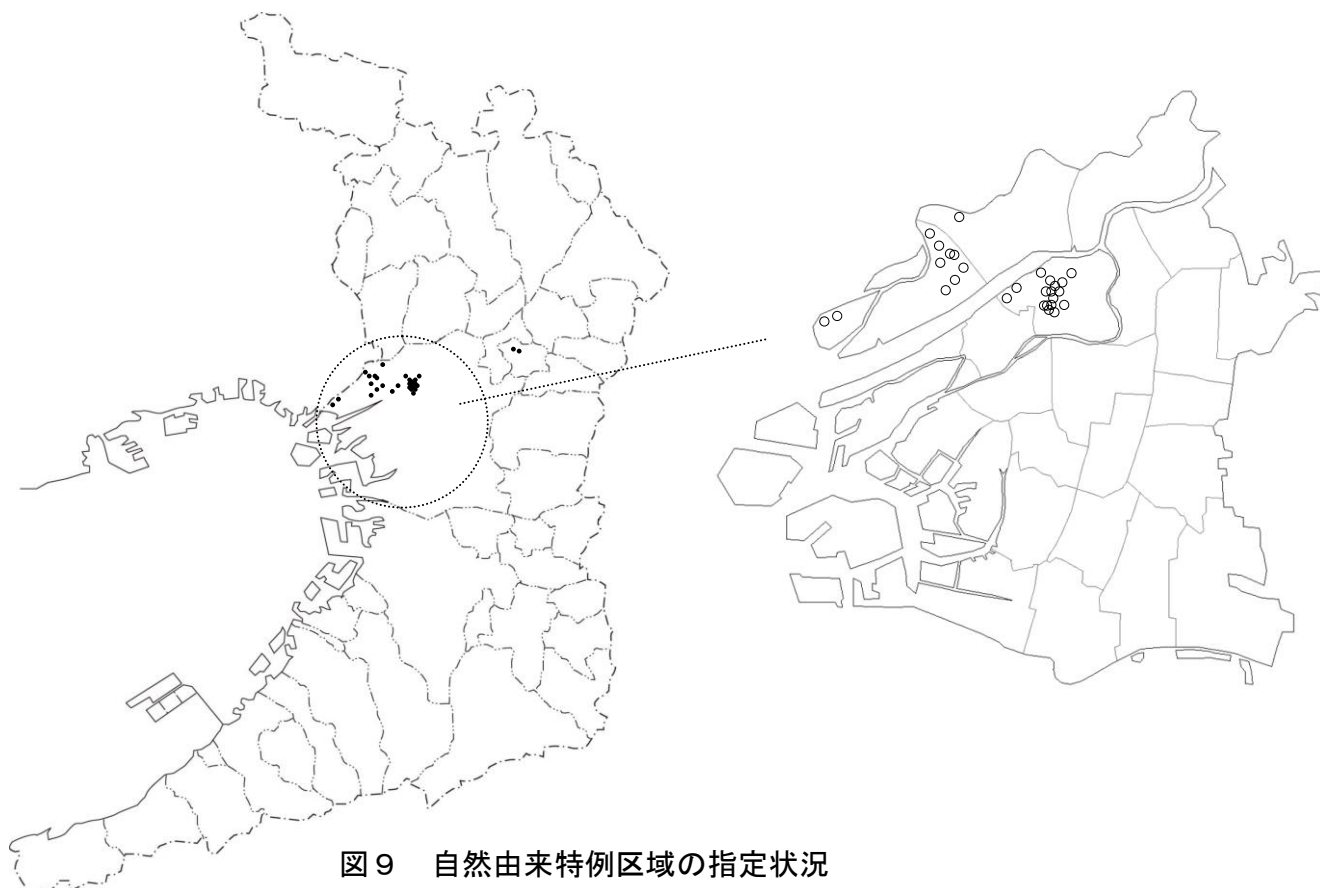
2) 自然由来特例区域の指定状況

- ・法に基づく形質変更時要届出区域や条例に基づく要届出管理区域のうち、汚染状態が専ら自然的要因により指定基準に適合しない区域については、自然由来特例区域に指定することとされている。
- ・国のガイドラインでは、自然由来特例区域の判定について、次の観点から総合的に判断することとされている。
 - ① 汚染原因が人為由来ではないこと
 - ② 土壤汚染状況調査において土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっていること
 - ③ 対象とする有害物質は、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン又は六価クロムの8種類のいずれかであること
 - ④ 溶出量が土壤溶出量基準の概ね10倍を超えないこと など
- ・平成29年6月末現在の府域の区域指定の件数は、表7に示すとおりである。
- ・形質変更時要届出区域333件のうち、自然由来特例区域は30件であり、全国の指定件数134件の20%程度である。

表 7 区域指定の件数

		大阪府	全国
法 対 象	要措置区域	5	193
	形質変更時 要届出区域	333 (うち 埋立地管理区域 19 埋立地特例区域 3 自然由来特例区域 30)	1,813 (うち 埋立地管理区域 113 埋立地特例区域 15 自然由来特例区域 134)
条 例 対 象	要措置管理区域	0	
	要届出管理区域	28 (うち 埋立地管理区域 0 埋立地特例区域 0 自然由来特例区域 0)	

- ・ 府域の自然由来特例区域の指定状況を図9に示す。平成29年6月末現在で、大阪府域に28件、門真市域に2件の計30件の指定がある。



- ・ 現在、指定されている有害物質の種類は、表8に示すとおり砒素、鉛、ふっ素、ほう素、セレンの5物質である。指定件数は、砒素が最も多く、続いてふっ素の順となっている。

表8 自然由来特例区域に指定されている有害物質の種類

物質名	砒素	鉛	ふっ素	ほう素	セレン
件数	30	12	29	13	4

※1つの区域で、複数の有害物質について区域指定されている場合がある。

- ・ 年度ごとの自然由来特例区域の指定件数の推移について、表9に示す。平成24年度に4件が指定されて以降、毎年度3～7件の指定が加わり、現在30件となっている。

表9 年度ごとの自然由来特例区域の指定件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
指定件数	4	3	5	7	6	5	30

(6) 府域における埋立地の状況について

- ・ 改正法では、臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化の観点から、形質変更時要届出区域であって、健康被害のおそれがなく汚染原因が専ら埋立材由来によるもの等、一定の要件の土地の形質変更については、施行方法等の確認を受けた場合は、工事毎の事前届出に代えて、事後届出とする等の規定が設けられ、現在、施行方法の基準等について省令の検討が進められている。
- ・ 今回、府域の埋立地の状況や埋立地管理区域・埋立地特例区域の指定状況について、次のとおり整理した。

1) 府域の埋立地の分布状況等

- ・ 埋立地の分布状況の概要を図 10 に示す。大阪湾は、江戸時代から土地造成等のため、大規模な埋立てが進められ、更に、昭和 9 年の室戸台風等の被害により、浸水対策のため埋立地の嵩上げ事業が進められてきた。昭和 30 年代には、臨海部の工業用地の造成事業として大規模な埋立てが進められてきた。(資料：「ベイエリアの地盤と建設—大阪湾を例として— (2002)」 (大阪湾地盤情報の研究協議会) などによる。)
- ・ 大阪湾の埋立地で使用された埋立材の種類について図 11 に示す。府域の埋立地は、周辺の航路等の浚渫土が埋立材として多く使用されている。

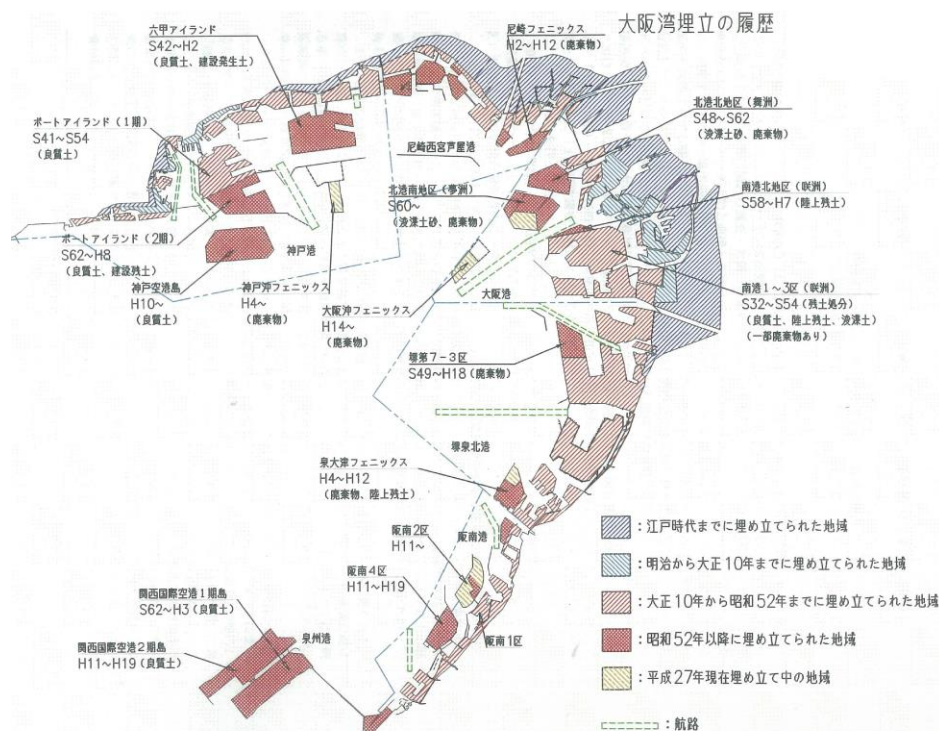


図 10 埋立地の分布状況の概要 (NPO 土壤汚染対策コンソーシアム)

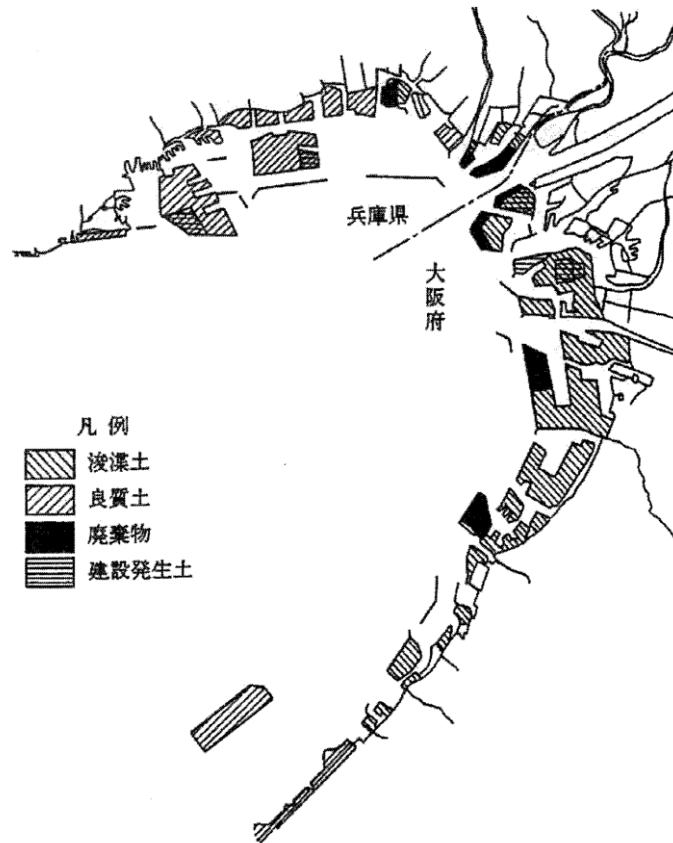


図 11 埋立地で使用された埋立材の種類
 (「バイエリアの地盤と建設—大阪湾を例として—(2002)」
 大阪湾地盤情報の研究協議会)

2) 埋立地特例区域、埋立地管理区域の指定状況

- ・ 法に基づく形質変更時要届出区域や条例に基づく要届出管理区域のうち、表 10 に示す要件を満たす場合には、特に、埋立地管理区域、埋立地特例区域として指定する。これらの区域は、汚染土壌が帯水層に接する形質の変更を認めるなど、施行方法に関する基準の一部が緩和されている。

表 10 埋立地に係る形質変更時要届出区域における区分

区域の名称	指定の要件
埋立地 管理区域	公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、以下の①または②のいずれかに該当する区域 ① 都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地の区域 ② ①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域
埋立地 特例区域	昭和 52 年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により指定基準に適合しない土地の区域

- ・ 平成 29 年 6 月末現在の府域の形質変更時要届出区域 333 件のうち、埋立地管理区域は 19 件、埋立地特例区域は 3 件である。
- ・ 府域の埋立地管理区域・埋立地特例区域の指定の状況を図 12 に示す。平成 29 年 6 月末現在で、埋立地管理区域については、堺市域 16 件、高石市域 3 件の計 19 件の指定がある。
- ・ 埋立地特例区域については、大阪市域に 2 件、貝塚市域 1 件の計 3 件の指定があり、すべて準工業地域に位置している。

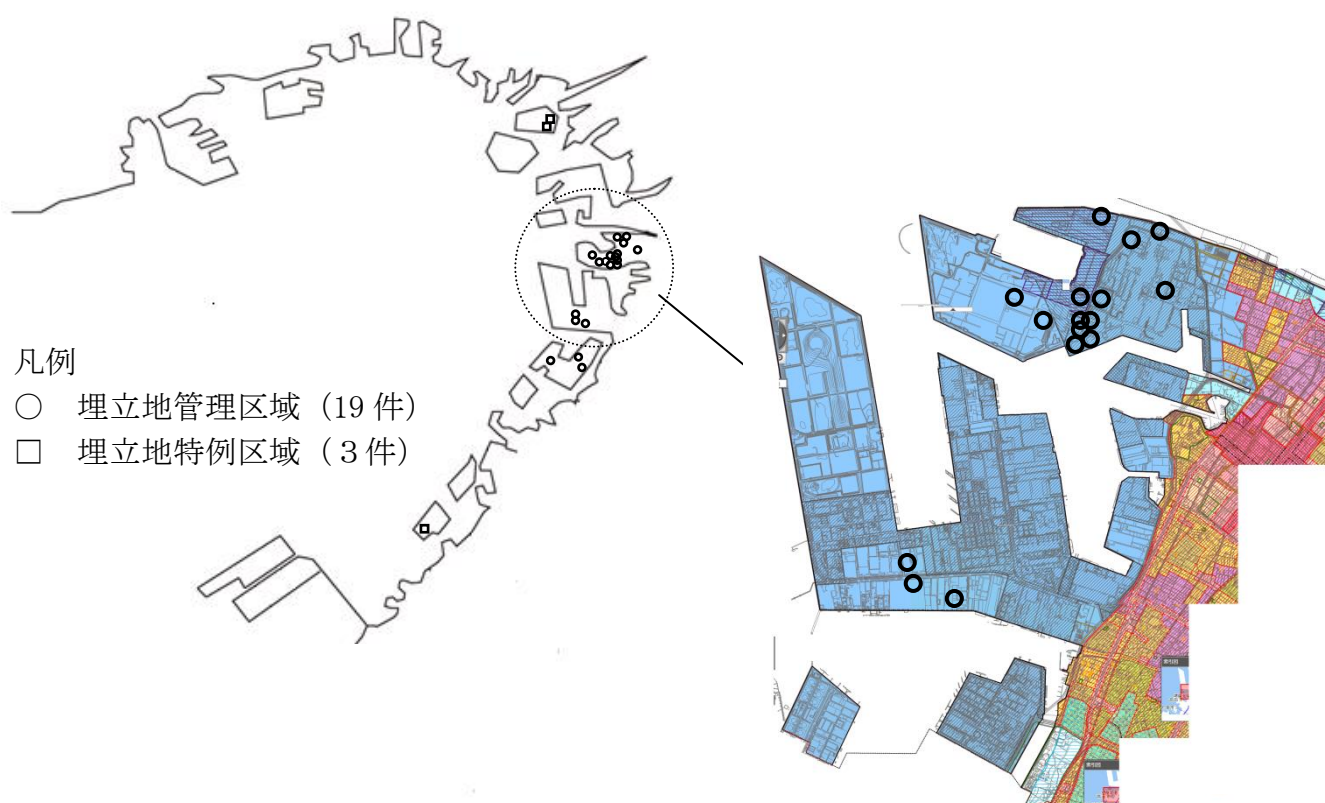


図 12 埋立地管理区域・埋立地特例区域の指定状況

- ・ 現在、指定されている有害物質の種類は、表 11 に示すとおり、埋立地管理区域についてはふっ素、鉛、砒素等 11 物質であり、指定件数は、ふっ素が最も多く、続いて鉛、砒素の順となっている。埋立地特例区域については、ベンゼン、鉛、砒素、ふっ素の 4 物質であり、すべての区域で、鉛、砒素、ふっ素の 3 物質について指定されている。

表 11 区域指定の対象となった有害物質の種類

	ジクロロメタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	六価クロム	シアン	水銀	セレン	鉛	砒素	ふっ素	ほう素
埋立地管理区域	1	1	3	2	2	1	1	7	6	16	3
埋立地特例区域	0	0	1	0	0	0	0	3	3	3	0

※1つの区域で、複数の有害物質について区域指定されている場合がある。